

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則  
第八十六条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が指定する医療の用に供する  
ガス類その他これに類する医薬品（案）に対して寄せられた御意見について

令和3年2月  
厚生労働省  
医薬・生活衛生局

厚生労働省では、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第八十六条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品（案）」について、令和2年12月25日から令和3年1月23日まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

取りまとめの都合上、いただいた御意見は、適宜要約しております。また、今回のパブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

御意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

|  | 御意見の内容   | 御意見等に対する考え方  |
|--|--|--|
|  | <p>○ 麻酔性や他向精神性、毒性があるガスについては、一般に、薬局において取り扱わないようにされたい。</p> | <p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>○ 今回、パブリックコメントの対象としている告示の内容は、総括製造販売責任者又は製造管理者として薬剤師以外の技術者を置くことができる医療用ガス類を指定するものです。</p> <p>○ この告示による指定は、指定された製品が薬局において取り扱われるか否かについて定めるものではありません。</p> |